

語彙・辞書研究会

第 63 回 研究発表会

日時：2023 年 6 月 24 日（土）午後 1 時 10 分～午後 5 時
会場：新宿 NS ビル会議室＋オンライン開催

page

[研究発表]

見坊行徳（校閲者）

「『明解国語辞典』『三省堂国語辞典』の特徴的な採録項目についての考察」
.....1

舒志田（立教大学日本学研究所研究員・兼任講師）

「顔恵慶の『英華大辞典』における日本語借用語」9

田中萬年（職業能力開発総合大学校名誉教授）

「"Education"は「教育」に非ず！—"Everyone has the right to education."
の訳は？—」16

[講演]

井上史雄先生（東京外国語大学名誉教授・明海大学名誉教授）

「新方言に見る語彙化の過去と近未来」26

語彙・辞書研究会会則表見返し

事務局からのお知らせ裏見返し

第 64 回研究発表会の開催について

研究発表者の募集について

“Education”は「教育」に非ず！ — “Everyone has the right to education.”の訳は？ —

田中 萬年（元職業能力開発総合大学校）

はじめに

筆者が携わった職業訓練を管轄する労働省の業務は省名から明確である。だが、教育を掌る省庁は「教部省」なら分かるが、何故に文部省なのか分からない。文部省は 130 年間も使用され、今日も「文部」は残っているように文部（省）は疑われていない。

また、教育学者が「自己教育」という言葉を使っているが、「教育する」の動詞は現代では他動詞しかなく、“自分を教育する”とは言わないので、これは日本語として奇妙だと思っていた。調べてみると、その英語は“own education”だった。この用語の最も近い現代の日本語は企業で使われている「自己啓発」であろう。

そして、「教育権」も分からない言葉である。これは教育の定義から考えても、「教育する権利」であり、教育を誰が行うかと言えば、国民が負託しているが最終的には政府に帰属するからである。「権利」とは一般に国民に属することを示すはずであり、「学習権」ならず「教育権」を国民の権利として用いることは倒錯ではなかろうか。

上のような「教育」に関する疑問は、「教育」の語意を誤解し、「教育」と全く語意の異なる“Education”を同じとする観念がわが国には蔓延していることと関係があると考ええる。

本稿ではこの問題が近代化の過程において明治政府の政策で生じたこと、それは今日にも波及していることを提起したい。その過程を年表的に示したのが次の表である。

1. 「教育」使用以前の関連用語－文学・学文・学問－

江戸期に広まった藩校⑤は、学校教育の始まりとするのは正しいかも知れない。「教育」の言葉は使用していなかったが、実態として藩校は武士の役割を教えた正に教育施設であったからである。

一方、多い時では5万カ所があったとも言われている庶民のための寺子屋は、全く自由な、希望者に学習を支援する施設であり、今日の学校のように強制することは何も無かった。このことを表した浮世絵が「文学萬代の宝」である⑥。絵を見ると、藩校とは全く異なった学習支援風景が描かれている。その絵に書かれている“解説文”は「文学」が学習だと分かる。そして、「文学」の同意語として「学文」も使われるようになり、さらにこれの同意語としての「学問」も使われるようになった。「教育」が使用され始めた以前は、関連する言葉として「文学」・「学文」・「学問」だった。

これらの言葉は、社会で使用されている言葉をヘボンが診療の合間に編集した『和英語林集成』では初版から掲げられていたことから分かる⑩。

廃藩置県による藩校の廃止を問題として、引きつづき臣民が学問出来る対策の官庁として設置した文部省は、まさに文学・学文の省であり、極めて意味は明確であった。

明治5年に急ぎ制定した国民の育成の為の初めての法令である「がくもんのしかた」の

「学制」は、正に「がくもんじょ」の学校を設立するための制度であった。ただ、問題は寺子屋と異なり有料の義務制であったが、論旨を逸れるのでこの問題は省く。

福沢諭吉の『学問のすゝめ』は「学制」制定と同じ年に発行が始まったが、このような社会に位置付くのであり、今日的な「学問」ではないことが分かる。研究としての学問は明治 19 年に文部省の業務を「教育」と「学問」に区分した時からである。

ところが、次に述べる「教育令」が明治 12 年に公布され、学問から教育の制度へと文部省も学校も役割を転換したのであった。

言葉の転換は社会では簡単に起きないため、明治 20 年代までは「学問」が一般的に使われていた。これは、『浮雲』でお勢さんの母親が、お勢さんの恋人の文三が失業すると手のひらを返して揶揄した^⑮ことにみることが出来る。『浮雲』に見られるように、庶民には「教育」は馴染みがなく、教育を受けた者が使い始めたと言える。

しかし、「学問」はやはり個人の意図による、個人の学習を意味しており、富国強兵の近代国家を造るためには不都合で、臣民の育成のためには教育を展開する必要があった。

2. 「教育」用語に関わって

「教育」は、孟子が「教」と「育」を結びつけて創作したのであった。それは「得天下英才而教育之」としたが、この意味は、天下の秀才を門人として教育し、これを立派な人物に育てあげることが、君子の第三の楽しみである、という^①。

そのため、孟子以降、中国では「教育」は使われなかったという。中国で使用されている「教育」は、甲午戦争（日清戦争）後に日本から逆移入されたという^②。

政府は「学制」を廃して「教育令」（勅令）を明治 12 年に制定した。わが国で、公に「教育」の使用が始まったが、社会で直ぐに使用された訳ではない。明治 17 年の大槻文彦『言海』にも「教育」は掲載されていなかった。社会における庶民の理解は、先に見たように明治 20 年の『浮雲』^⑮にみられる。

このような下で、「教育」を定義したのは、時の文部大臣森有礼であり^⑬、この概念は今日にも通じ、「教育」の本質は変わっていないことが分かる。

「学制」から「教育令」への法制の転換は、「学問」から「教育」に業務（用語）が転換したのであり、文部省の温存は“看板の詐称”とも言えるが、今日でも変えていない。教育の省であれば教部省が自然であるが、しかし、教部省は神祇省の改正名として使用されるので使えなかった^⑭。「教」は元来は宗教を意味していたからである。

「教育」用語の使用により、「文部省」の看板や「学校」の呼称の継続は詐称となった。

ここで、福沢は 3 節に紹介するような欧米の知識を元に、「教育」ではなく、「発育」だと主張した^⑮が、福沢も“教育勅語”下賜以降は「教育」の批判を止めている。そして、“教育勅語”の下賜により「教育」が社会に普及したものと言える。このように、「学問」に「教育」を当てたため、「勉学」に代えて「勉教」が利用されるようになった。

戦後の問題は^⑯、^⑰、^⑱、^⑲等多様にあるが、このことは本論から逸れるので略す。

ただ、近年になって鶴見俊輔が再定義を試みている^⑳が成功していないし、語意の変化は社会の変転で生ずるもので個人が行うものではなく、知識人の役割では無い。また、戦後教育学をリードした一人である大田堯は、晩年の著作集で“Education”を「教育」としたのは過ちであった、としている^㉑が、このことは教育界では殆ど議論されていない。

表 "Education"と「教育」をめぐる

世界の状況		
①「教育」は孟子が国を強国にするため部下を教育する意味で「教」と「育」を合体して創った	B.C.3	K2.
②"education"が使われ始める	1531	
③ J.Aleni は"Education System"を『西学凡』で「教育」を用いない紹介	1600 年頃	M4.
④中国では永年「教育」は使われなかった		M5. M6.
⑦ WEBSTER で"Education"の語意に"manners, arts, and science"が入る：	1848 年	M12
⑧ WEBSTER で"Education"を" developing and cultivating"で説明：	1852 年	M20
⑨イギリスで「工場法」から発展し庶民の" Education Act "が制定される	1861 年	M23
⑬ Lobseheid『英華字典』："Education"を「養育」、「培養」の次に「教育」が入る	1867(K3)年	
⑮ ARINORI MORI "EDUCATION IN JAPAN" 刊行	1873(M6)年	M40
⑳中国：広学会訳『文学興国策』発行	1896(M29)年	
㉑中国で日本の「教育」を逆移入：	1897(M30)	M44
㉗ “官定英訳” の"Education"を英国記者は認めていなかった	1907 (M40)	S19

マッカーサー草案：Free, universal and compulsory education shall be established.	1946	
All men have the right to work.		1946
㉓ G H Q 担当官シエイ；"Education aims to impart that culture of the mind, the will and the emotions, which, whilst adapting a man for the exercise of a particular calling, disposes him to achieve an excellent (or satisfactory, well adapted, or good) personal and social life within the framework of that calling.	1946	1947 1948
「世界人権宣言」：Article 23 Everyone has the right to work , to free choice of employment, to just and favourable conditions of work and to protection against unemployment.	1948	1950
Article 26 Everyone has the right to education.		1951 1958
㉔ D.C.Lau は『孟子』の「教育」を"Education"としなかった	1970	
1970 年代：欧米で労働者のための" Lifelong Education " 論が各国・機関から出る		
㉕ 1968 年スウェーデン："Recurrent Education", 1971 年アメリカ："Career Education"		1986
「子どもの権利条約」：the right of the child to education.	1989	
㉖ ドイツで「教育を受ける権利」が" <u>RECHT AUF BILDUNG</u> "と意識される。	1993?	
マララさんはノーベル賞受賞式で「教育を受ける権利」とは言っていない。	2014	2011
"We all want to make sure that every child gets quality education.… I was also one of those girls who could not get education. I wanted to learn."		2021 2022

1995 " Webster's New World Dictionary " (pocket books)		
educate vt. 1 to develop the knowledge, skill, or character of, esp. by formal schooling; teach 2 to pay for the schooling of — ed'u-ca'tor n.	2	2016
education n. 1. the process of educating; teaching 2. knowledge, etc. thus developed 3. formal schooling.		

関連史（○番号は引用参考文献番号）

日本の制度等	日本の状況
⑤武士の教育施設としての藩校	②「教育」は徳川幕府成立以前は死語だった：森重雄
⑩『改正増補英和对訳袖珍辞書』： "Education"を「教育スルコト」	⑥庶民の学習施設としての寺子屋：(1845)「文学萬代の宝」 "WEBSTER"の購入を福沢に勧めた 1860：中浜万次郎
文部省設立：⑭ 教部省 でない？	⑫社会では「教育」でなく「学問」・「文学」だった
「学制」(がくものしかた)制定	：『和英語林集成』初版：K3 年、ヘボン 『学問のすゝめ』 M5.福沢諭吉
⑯文部省『教導説』刊行→『教育論』	⑬庶民の社会では「学問」だった： M20.『浮雲』
「教育令」の制定：「学制」廃止	⑭教育は穏当ならず、 發育と称すべき ： M22.福沢諭吉 (“教育勅語”下賜以後には「教育」を黙認した)
⑰「 <u>教育</u> 」 概念の確定 ： 森有礼	⑮“教育勅語”の子どもへ指導：「 教育 」の普及
勅語の下賜⇒“教育勅語”と呼ぶ	⑯『英和新辞林』：「教育」を筆頭に M27
「教育勅語官定英訳」：“THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION”：	⑰『和英大辞典』：“Education”を筆頭に M29
⑳“ <u>Education</u> ”と「 <u>教育</u> 」の同定	⑱「 教育を受ける権利 」を主張した： M31.片山潜 M37:幸徳伝次郎、T9:下中弥三郎
「工場法」制定(徒弟は T5 施行令)	㉑「学問」支援者だった(「学制」制定時)が
「勤労即教育」の閣議決定	「 教育 」支援に転向した： M361.大隈重信
「日本国憲法」公布：「国民は…… 教育を受ける権利を有する」	㉒GHQ が唯一参考にした日本人の憲法草案で 「 教育 」を忌避：1945.鈴木安蔵
「教育基本法」公布	㉓「 教育を受けることは権利か 」と 国会で質問した：1946.佐々木惣一
“教育勅語”の失効確認決議	㉔“教育勅語”下での「日本国憲法」、「教育基本法」 の審議・制定
「世界人権宣言」の“ 官定和訳 ”	(「世界人権宣言」26 条紹介資料[集]の“to”の訳)
「産業教育振興法」公布	㉕(1)最初の訳：鈴木安蔵：「対する」： 1948
「学習指導要領」の国定化	㉖(2)下を除く“ 官定和訳 ”：「受ける」： 1951～
欧米の"Lifelong education"から	㉗(3)唯一の例外：永井憲一監：「への」： 1987
㉘臨教審、「生涯学習」への“ 異訳 ”	㉙(4)三例の異訳： 「ついて」： 1999～
"Career Education"とは異なる	㉚「 教育 」を否定した： 1997.永六輔
㉛中教審「キャリア教育」答申	㉛"Education"は「教育」ではない： 1999.田中萬年
経産省「リカレント教育」	㉜「 教育 」の再定義を試みた： 1999.鶴見俊輔
「リスクリング」(「学び直し」?)	㉝「教育と"Education"との出会い」： 2001.村瀬・田中
	㉞“ 官定和訳 ”は誤りだったと発言： 2011.大田堯
	㉟"Education"に「 教育 」を当てたのは 誤訳だったと述懐した： 2013.大田堯
	㊱「 教育 」の再定義を試みた： 2016.佐藤学・他
『デリコンサイス英和辞書』(第9版)三省堂 educate vt 教育[教化]する ■ 養成する, 学校 にやる ■ (動物を)仕込む.	2016『デリコンサイス和英辞書』(第8版)三省堂 教育 《receive》 education; instruction(教授); training (訓練); culture(教養). ～する educate; give <i>a</i> education n 教育 ■ 学識 ■ 教育学[法].
	<i>person》</i> education. ～のある(ない)(un)educated; 下略

3. "Education"と「教育」との関連について

中浜万次郎が福沢に WEBSTER の購入を勧めたように、英語辞書で歴史を誇るのは WEBSTER であろう。WEBSTER は 1848 年版では"Education"を"bringing up"と記しているだけだった⑦が、1852 年版では"developing and cultivating"と説明している⑧。"develop"については、今日のポケットブック版でも同様である（表左最下欄）。これはわが国の辞書の定義（表右最下欄）とは全く異なる意味を示している。

以上のように、「教育」と"Education"ではそれらの語意は全く異なる事が分かる。川上正光は、「エデュケーションを『教育』とした犯人は」堀越亀之助としている⑩。堀越が WEBSTER の最新版を参照していたら間違いとは言えないが、堀越の定義⑩は『薩摩辞書』（1869）を例外としてそれ以外の辞書は同一（模倣）ではない④⑤ので、堀越が犯人とは言えない。それでは、何故にこれらの用語は同定されたのかという大きな問題が残る。

森有礼がアメリカで纏めた"EDUCATION IN JAPAN" ⑤を中国は『文学興国策』②として発行した。当時、中国では"Education"を「文学」と理解していたことになる。

そして、D.C.Lau は『孟子』の訳で「教育」を"Education"としなかった③。

"Education"と「教育」の関係をわが国の辞書で見ると、明治6年の『英和字彙』は"educate"を「養育スル、教育スル、教訓スル、教科スル」、 "Education"を「養育、教育、教訓」としていた。確かに、わが国で発行された英和、和英辞書で、両者が次第に関連付けられてきたことが分かる②③。しかし、これは“教育勅語”下賜以降と言える。

わが国で"Education"と「教育」が同義であることを決定づけた重要な転換点は「教育勅語官定英訳」"THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION"の発表であろう。ただ、イギリスの記者はタイトルの"Education"を記したが、本文では"Education"とせずに紹介していたことも見逃せない⑦。

「官定英訳」が出されると、それまで可能だった個々の研究者独自の“教育勅語”の英訳が出来なくなっただけではなく、「教育」は"Education"として無条件に理解させることになった。このようにして、「教育勅語官定英訳」がわが国での"Education"と「教育」を同定したと言えよう。このことは、言葉の訳に政治が関わったことを意味している。

この同定は戦後にもそのまま継承された。戦後、“教育勅語”の失効が国会で確認されたが、ひとたび国民に根づいた"Education"は「教育」であるという観念は簡単に払拭されることはなかった。残念ながら、福沢の「養育」論も想起されなかった。

米国の G H Q 職員が"Education"は「教育」ではないと理解しているはずはなく、日本人が発する"Education"は自国の"Education"と同一だと信じていたはずである。このため、「教育基本法」を検討する際に、担当官は「教育」の概念とは異なる"Education"の概念を呈示していた⑧が、「教育基本法」には反映されていない。このような矛盾を孕んだ状況下で「日本国憲法」と「教育基本法」が議論され、制定されたのである⑨。

"Education"を誤解して「教育」と論じる時の最大の問題は、国連が決議した「世界人権宣言」の和訳にある。次にこの問題をみてみよう。

4. "the right to education"の訳に関わって

"Education"が「教育」ではないとすると、"Education"を用いた国際的な規程の訳が最も大きな問題となる。それは「世界人権宣言」の"Everyone has the right to education."の訳で

ある。わが国の総ての資料集等の訳は"Education"を「教育」としている。しかし、上の文の"Education"を「教育」とすると日本語としては奇妙であることに気づく人はいる。それらの訳者には"to"の訳に工夫が見られる。

最初の訳者である鈴木安蔵は、「対して」と素直に訳している⑳。

ところが、「世界人権宣言」の訳として国会図書館が「受ける」と訳し㉑、これを基に外務省をはじめ総ての官庁が「教育を受ける権利」とした。ここに暗黙のうちに“世界人権宣言官定和訳”が定まった。これを研究者も、ほとんどの人権団体も引き継ぎ、誰も疑わなくなった。教育権論の代表的教育学研究者である堀尾輝久もその一人である㉒。

唯一の例外は永井憲一であり、「への」とした㉓。そして、工夫した資料集が「ついて」と意識した三例がある㉔。

一方、「日本国憲法」の「ひとしく教育を受ける権利」の条項の公式英訳は"All people shall have the right to receive an equal education …"であり、「世界人権宣言」の英文とは異なる。つまり、「教育を受ける権利」については二つの英文を政府（国民）は公認していることになる。このようなわが国の認識は世界に通用するのだろうか。ドイツではこれが"RECHT AUF BILDUNG"と異訳されている（1993？）が、どれが誤訳なのだろうか。

人権に関わる文意が日本だけ世界と異なっているのは、今後の国際化の時代に生きて行かねばならない若者を世界に送り出すことは悩ましいことである。

「教育勅語官定英訳」が出された経緯は、多様な教育勅語英訳が世に出て、混乱を避けることが趣旨だった。もう一点は、外国に対する国威発揚のためにも統一することが望ましかったために定義された。

しかし、「世界人権宣言」の“官定和訳”はその様な混乱も無く、近年では意識が三種出されているだけである。その後、「世界人権宣言」の訳の検討はほとんど無い。

ただ、大田堯は、講演で“the right to education”を「教育を受ける権利」と訳したことは正しくなかった㉕と述べていたが、どのように誤っていたのかは述べていない。

おわりに

かつて、1年生に"Education"は能力開発だと紹介した講義で、“話を聞いて「体育」の意味が分かった”との感想があった。「体育」の英語が"Physical Education"だからであった。このように、今日のわが国では疑問を持たないようにほとんどの国民が"Education"と「教育」について誤解させられている、といえよう。これらのことは、「教育勅語官定英訳」が"Education"を「教育」と同定してきたからではなかろうか。

柳父章は「翻訳とは、しょせん誤訳である」と述べた㉖が、“世界人権宣言官定和訳”もそのような警句で済むのだろうか。“The United Nations”を「国際連合」としても実害は無いが、しかし、人権に関わる文章は日本語として正しい文脈になっていなければ、直ちに問題が表面化せずとも、国際化の時代、問題は次第に大きくなるのではなかろうか。

特に、国際的に尊重されるべき「世界人権宣言」の"Everyone has the right to education."を誤訳しているとすれば、これから国際社会に伍して生きて行かねばならない若者にとっては遺憾であると思うところである。次代を担う若者のためにも、これは限りなく正しい日本語として訳さねばならないと言えよう。

なぜなら、「教育を受ける権利」を信奉していることは人権でないことを人権だと誤解し

ていることであり、そして人の自立のために最重要な働くことを看過するからである④9。

【引用参考文献】

- ①小林勝人訳注（1972）『孟子』、岩波文庫。
「孟子曰、君子有三樂、……得天下英才而教育之、三樂也、…」
- ②森重雄（1993）『モダンのアンスタンスー教育のアルケオロジー』、ハーベスト。
森は「教育」が「装置語」として定着する過程を明らかにしたが、（論旨から不要だろうが）その後の"Education"の概念の"develop"への変化以降については言及していない。
- ③ J.Aleni(1600 年頃)。『西学凡』は西洋の建国、人材養成の方法、教育制度を解説した。
日本人であれば「教育」と使うような説明に対して「教育」を使用していなかった。
- ④王智心（1999）「中国における近代西洋教育思想の伝播と変容について（一）」、『宮崎公立大学人文学部紀要』第 7 巻第 1 号。「中国人の学者が勉強法、教授法の内容について説明しているが、いずれも「教育」という言葉は使用していない。」
- ⑤大石学(2007)『江戸の教育力ー近代日本の知的基盤ー』、東京学芸大学出版会。
- ⑥花里一寸子（弘化年間〔1844～1848 年〕頃）「文学萬代の宝」。
「文学筆道は末代不朽名を残す。」; 黒田清隆監修『新パネル日本史 近世編』飛鳥、2000 年。
田中萬年(2006)『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、参照。
- ⑦ WEBSTER(1848).
Education n, The bringing up, as of a child; instruction; formation of manners, education comprehends all that cites of instruction and **discipline** which is intended to **enlighten the understanding**, correct temper, and form the manners and habit of youth, and fit them for youthfulness in **their future situation**. To give children a good education in manners, **arts**, and science, is important; to give them are religious education is indispensable; and an immense responsibility lets on parents and guardians who neglect their duties.
- ⑧ WEBSTER(1852).
Education, n, Act of **educating**; the act of **developing and cultivating** the values, physical, intellectual, and moral faculties: formation of the manners, and improvement of the mind; instruction; tuition; nature.
- ⑨佐々木輝雄（昭和 62）『技術教育の成立ーイギリスを中心にー』、多摩出版。
因みに、「徒弟法」は 1563 年、「救貧法」（下の Work house school）は 1576 年、「工場法」は 1802 年に制定。これらは若者が働きつつ学ぶ制度を次第に体系化させた、と言える。
- ⑩堀越亀之助（慶応 2）『改正増補英和对訳袖珍辞書』は"Education"を「教育スルコト」と定義している。なお、杉本つとむ(1999)は『辞書・字典の研究 II』、八坂書房において、「堀越は…"Webster"を参照した」としている。
- ⑪川上正光(1990)『日本に先生らしい先生はいるか』、閣文社。
- ⑬ Lobseheid（1867）『英華字典』の表記は次の通り。（注 文献の順番を入れ替えた）
Educate, to bringing up, 養育、教養、教育、鎭
- ⑭「教」は元来は宗教の意だったので、神祇省が改称されて教部省になった(明治 5 年)。
田中萬年(2005)「『文部省』名の意味と変質ー「文」に注目してー」、『職業能力開発総合大学校紀要B』第 34 号 B。

- ⑫ 飛田良文・李漢變編 (2001)『ヘボン著 和英語林集成－初版・再版・三版対照総索引』、
港の人。"Education"と「教育」の定義の変化は次の通りである。

	「教育」の対訳	"Education"の対訳
初版 (1867)	(「教育」はない)	("Education"はない)
再版 (1872)	教育 (oshiye sodateru), Instruction, education	EDUCATION, Kiyôju, Kyôkun, shi-tate.
3 版 (1886)	教育 (oshiye sodateru), Instruction, education.	EDUCATION, Kyôju, Kyôkun, shitate, kyô-iku
	「学問」・「文学」の対訳	"Instruction", "learning"の対訳
初 版 慶応 3 年	學問, Learning, literature, science 文學, Learning to read, pursuing literary studies, especially the Chinese classics.	INSTRUCTION, Oshiye; kiyôkun; îtszke, shi-nan; denju. LEARNING, Gakumon.
再 版 明治 5 年	學問 (同上) 文學 (同上)	INSTRUCTION, Oshiye, kiyôkun, ii-tsuke, shi-nan, denju, kiyô-iku, kiyô-yu. LEARNING, (同上)
3 版 明治 19 年	學問 (同上) 文學, Literature; literary studies; especially the Chinese classics.	INSTRUCTION (同上) LEARNING, (同上)

- ⑬ ARINORI MORI (1873) "EDUCATION IN JAPAN", D.APPLETOX AND COMPANY.
- ⑭ 村瀬勉・早川亜里・田中萬年 (2006)「百科全書「教導説」の検討－箕作麟祥による「Education」の翻訳－」、『職業能力開発総合大学校紀要 B』第 30 号 B。なお、文部省は内容を一部変更し、同書を明治 11 年に『教育論』として刊行した。タイトルを変更したことは、翌年に発する「教育令」の準備だった、と推測される。
- ⑮ 『森有礼全集第一巻』(昭和 47 年)、宣文堂。「(明治 20 年)十一月十五日文部大臣和歌山尋常師範学校ニ於テ郡区長常置委員及学校長ヘ説示ノ要旨」。
- 「…然レハ教育トハ他人ノ薰陶ニ由ルコトナリ、故ニ教育ハ之ヲ薰陶トモ云フヲ得ヘシ、而シテ教育ノ主義トハ子弟ノ人物ヲ完全ニ養生スルニ足ルヘキ方法ヲ管掌スル所ノ法理ヲ云フナリ、……教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養生スルニアリト云ウ、……」
- 森は、"EDUCATION IN JAPAN"とは異なった思考を上の説示で示したと言える。
- ⑯ 二葉亭四迷 (明治 20)『浮雲』、岩波文庫。お勢さんの母親が文三をなじった「フム学問学問とお言いだけでも、立身出世すればこそ学問だ」との言葉。ただ、教育を受けていた娘のお勢さんは「教育」を使って「不学」の母親を揶揄していた。
- ⑰ 福沢諭吉 (明治 22)「文明教育論」：山住正巳編 (1991)『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫。「学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の発達を妨げずしてよくこれを発育するための具なり。教育の文字ははなはだ穏当ならず、よろしくこれを発育と称すべきなり。」
- ⑱ 明治中期の市販英和辞書における "Education" の訳法で、「教育」を筆頭にあげた最初は、イーストレーキ他 (明治 27)『英和新辞林』、三省堂、か？
- ⑲ 明治中期の市販和英辞書における「教育」の訳法で、"Education"を筆頭にあげた最初は F.BRINKLEY, R.A (明治 29)『和英大辞典』、三省堂、か？
- ⑳ 中国広学会 (1896)『文学興国策』。はしがきには次のように記されている。
- 「此書爲日本前任駐美公使森君殷殷訪問而得之」
- ㉑ 中国が日本から取り入れた新名詞と専門用語(人文社会科学系)は、「教育」、「教養」、「教科書」、「図書館」、「単行本」、「哲学」、「階級」等 174 語句である。王智心④参照。

- ②④「社説・富者の教育上の圧制」(明治31)『労働世界』第9号(編集長片山潜)。
「…貧富貴賤を問はず苟くも生命を文明世界に受ける者何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す教育は文明社会の賜なり、人類社会の公有物なり、…」
- ②⑤大隈重信(明治36)「演説」(文部省廃止反対同志会:『教育時論』、第464号)。
「教育は開国進取、世界萬国と文明を競ふ、學術に於ても道德に於ても文学に於ても美術に於ても富に於ても世界の先進国と競争しやうといふ基を拵える、さう云う人間を拵えやう、……感情から言えば廃すべし道理から言えば廃すべからず、そのみならず国家の現状から今日の世界に対する日本の地位から最も必要である。」
- ②⑥平田諭治(1997)『教育勅語国際関係史の研究』、風間書房。
菊池大麓"THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION." (明治40)。“This is the glory of the fundamental character of Our Empire, and herein also lies the source of Our education.”
- ②⑦"Japan Weekly Mail" (明治39年10月27日)。タイトルは菊池の案のままに記しているが、本文中には"Education"を用いず、菊池とは異なった翻訳で紹介している。
- ②⑧憲法研究会(昭和20年12月11日)「憲法草案要綱」(鈴木安蔵起案)。
本案は「戦争」の文字を忌避していたので、「平和憲法案」としてその後日本国内では尊崇されたが、「教育」が忌避されていたことについては全く論じられていない。第三案にも「教育」はなかったが、次のような労働権の保障がそれを補える。
一九、健康及労働能力ヲ維持シ産婦ヲ保護シソノ他一定年令以下ノ労働ヲ禁止スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ
- ②⑨佐々木惣一議員(無所属倶楽部・京都大学教授)の貴族院「帝国憲法改正案特別委員会」第17回(昭和21年9月19日)における質問。
「本條の重點は一體どこにあるのでございませうか、……、教育を受けると云ふことが権利の内容になるのかと云ふことがちよつと伺ひたいと思ひます」
- ③⑩フィリップ・ウェンデル・シェイ(GHQ大学担当官)(1946年12月5日)の「覚書」。
鈴木英一・平原春好編(1998)『資料 教育基本法50年史』、勁草書房。
- ③⑪“教育勅語”の生きていた下で憲法改正、「教育基本法」制定を論じていた。
田中萬年(2007)『働くための学習—「教育基本法」ではなく「学習基本法」を』、学文社。
- ③⑫鈴木安蔵(1949年10月)「世界人権宣言の一考察」、『法律時報』。
「教育に対する権利」と翻訳紹介。
- ③⑬国立国会図書館調査及立法考査局(1950年6月)『世界人権宣言』を筆頭に、以後の全ての官庁発行の資料集、③⑮、③⑯を除いた殆どの資料集。
- ③⑭「教育を受ける権利」論を教育界と社会に広めたのは、堀尾輝久(昭和46)『現代教育の思想と構造』、岩波書店であったが、それは“官定和訳”を前提として、ソビエト憲法を“官定和訳”と同じとし、勤労権を無視した“理論的体系化”であった。
なお、堀尾氏の論を批判している研究者は筆者の他はいないと思われる③⑰。田中萬年(2014)「迷走する『教育を受ける権利』論」、『現代の理論』(デジタル版)第2号。
- ③⑮永井憲一監修(1987)『教育条約集』、三省堂。
- ③⑯松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治(1990)『国際人権条約・宣言集』、東信堂。
山本草二(1994)『国際条約集』、有斐閣。

山手治之・香西茂・松井芳郎（1997）『ベーシック条約集初版』、東信堂。

- ③⑦ D.C.LAU "Mencius"（1970）Penguin Books は、「得天下英才而教育之」の英訳を "He has the good fortune of having the most talented pupils in the Empire. "としている。

- ③⑧ マーランド（アメリカ教育局長官）（1971）"Career Education"を提起。

"Career Education"とは、第一に、知的な学習と職業的学習との統合が目指されていること、第二に、学校教育と地域との統合が目指されており、第三に、職業的技能訓練までもカリキュラムに含まれることを提起している。

- ③⑨ 臨時教育審議会（1986）「生涯学習社会への移行」を答申（第2次）。答申では、初等中等教育の改革、高等教育の改革、教育行財政の改革、職業能力開発の一体化等を提言。

- ④⑩ 永六輔（1997）「『教育』は良くない」：岩波書店編集部『教育をどうする』、岩波書店。
「はじめに、「教育」という言葉が良くないですね。教え育てる、という思い上がった発想が、文部省、ジャーナリズム、岩波書店のこの企画も含めて、満ち満ちています。

まず「教育」にかわる言葉をつくるべきです。」

- ④⑪ 田中萬年（1999）「"Education"は『教育』ではない」、『技能と技術』6号。

- ④⑫ 鶴見俊輔（1999）『教育再定義への試み』、岩波書店。（2010年に現代文庫版も。）

「定義をこころみよう。教育は、それぞれの文化の中で生き方をつたえるこころみである。それは、あたらしく生まれてくるものにとっては、まえからくらしている仲間をまねることからはじまる。」

- ④⑬ 村瀬勉・田中萬年（2001）「『教育』と『Education』との出会いー 16～19世紀の外国語辞書の変遷よりー」、『職業能力開発総合大学校紀要B』第30号B。

- ④⑭ 森康行監督（2011）『かすかな光へ』（大田堯ドキュメンタリー）、ひとなるグループ。

- ④⑮ 中央教育審議会（平成22年5月17日）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」。

「キャリア教育」とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」としている。

- ④⑯ 大田堯（2013）『大田堯自撰集1』、藤原書店。

「educationに中国の古典にある「教育」という言葉をあてたことは、現在からみると「誤訳」だったとも云えよう。いずれにせよ、それが近代国家の体裁をととのえる政権すじからの呼びかけによるものであるから、一般庶民にとっては違和感を伴うのは当然であり、外から、上からの外来語ないし官製語というべきだろう。」（傍点原著者）

- ④⑰ 佐藤学・秋田喜代美・志水宏吉・小玉重夫・北村友人（2016）『教育の再定義』、岩波書店。
本書について、『教育の再定義』はいったいどこにされているのか、読んでもちっともわかりません」との批判がAMAZONのレビューに記されている。

- ④⑱ 柳父章（2003）『翻訳とはなにか』、法政大学出版局。

なお、本稿では柳父の"Right"の誤訳論は看過し、"Right"は「権利」としたい。

- ④⑲ 田中萬年（2020）『奇妙な日本語「教育を受ける権利」ー誕生・信奉と問題ー』、V2新書。
なお、日本人の三大義務の一つとして「教育を受ける義務」を挙げるのは誤認である。また、「教育」を用いた複合語は「教育」の語意から庶民にとっては不適切であるが、「軍人教育」、「企業内教育」等の指導（支配）者が明確な言葉は有用であろう。

語彙・辞書研究会会則

第1項（本研究会の目的）

日本語の意味・用法を、より厳密に分析し記述することをめざすとともに、広く言葉にかかわる諸分野をも含めて、語彙・辞書研究の発展をはかることを目的とする。

第2項（本研究会の活動）

第1項の目的を達するために、研究発表会・講演会の開催、機関誌の発行、その他必要な活動を行う。

第3項（研究発表会の開催）

原則として年二回開催する。

第4項（本会の事務局）

事務局は、千代田区麴町 5-7-2 三省堂出版局内におく。